

二十番手等カード綿糸に対して課する不当廉売関税に関する取扱いについて

蔵関第 669 号
平成 7 年 8 月 4 日
改正 蔵関第 828 号
平成 9 年 9 月 29 日
改正 財関第 420 号
平成 19 年 3 月 31 日

標記のことについて、「二十番手等カード綿糸に対して課する不当廉売関税に関する政令」(平成 7 年 8 月 4 日政令第 308 号、以下「令」という。)の施行に伴い、二十番手等カード綿糸に対して課する不当廉売関税の取扱いについては、関税法基本通達(昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号)の規定によるほか、下記により取り扱うこととしたので、了知ありたい。

記

(原産地を証明した書類の提出)

1. 令第 3 条第 1 項 原産地証明書の提出 の規定に基づき「原産地を証明した書類」を提出させる場合の取扱いは、次によるものとする。

(1) パキスタン(以下「特定原産国」という。)及びアジア諸国(地域を含む。)から二十番手等カード綿糸が輸入される場合は、次によるものとする。

イ. 「原産地を証明した書類」とは、関税暫定措置法施行令第 27 条第 1 項に規定する原産地証明書とする。

この場合における二十番手等カード綿糸に係る輸入申告又は蔵(移・総保)入承認申請(以下「輸入申告等」という。)の際の原産地の確認方法及び取扱いは、次による。

(イ) 受理担当官が輸入申告等を受理しようとするときは、通常の審査のほか、原産地証明書の確認を行うものとする。

なお、原産地証明書の確認方法については、関税暫定措置法基本通達 8 の 2 - 1(特惠関税等を適用する場合の取扱い)の(1)の八の規定を準用する。

(ロ) その他原産地証明書に係る取扱いについては、次の関税暫定措置法基本通達の規定を準用する。

a. 同通達 8 の 2 - 3(原産地認定の基準)の規定

b. 同通達 8 の 2 - 5(「やむを得ない特別の事由」の意義)の規定

c. 同通達 8 の 2 - 5 の 2(税関以外の原産地証明書の発給機関で「税関長が適当と認めるもの」の取扱い)から 8 の 2 - 11(原産地証明書の有効期間延長の承認申請手続)までの規定

ロ. 上記イの原産地証明書の提出がない場合には、輸入者に当該原産地証

明書の提出を求めることとするが、原産国において原産地証明書の発給体制が整備されていないこと等により、輸入者が原産地証明書を入手することが困難な場合には、関税法施行令第61条第1項 便益関税に係る原産地証明書 に規定する原産地証明書又は関税法基本通達 68 - 3 - 9 (原産地証明書の取扱い等)の(1)に規定する原産地証明書の記載事項を充足した書類(以下「原産地証明書その他これに準ずる書類」という。)を提出させるものとする。

なお、原産地証明書その他これに準ずる書類の提出がない場合であっても、関税法基本通達 68 - 3 - 6 (原産地の証明に関する用語の意義)のdに規定する仕入書その他の書類(以下「仕入書等」という。)により原産地が明らかな場合には、当該書類により原産地を確認して差し支えないものとする。

この場合における二十番手等カード綿糸に係る輸入申告等の際の原産地の確認方法及び取扱いは、次による。

- (イ) 受理担当官が輸入申告等を受理しようとするときは、通常の審査のほか、原産地証明書その他これに準ずる書類又は仕入書等により原産地の確認を行うものとする。
 - (ロ) 原産地証明書その他これに準ずる書類に係る取扱いについては、次の関税法基本通達の規定を準用する。
 - a . 同通達 68 - 3 - 6 の(4)の規定
 - b . 同通達 68 - 3 - 8 (原産地証明書の有効性の認定)の規定
 - c . 同通達 68 - 3 - 9 の規定
 - (ハ) 仕入書等に係る原産地の認定の具体的方法は、同通達 68 - 3 - 7 (原産地の認定方法)のイからホまでに規定する仕入書等に記載された表示により認定するものとする。
- (2) 特定原産国及びアジア諸国(地域を含む。)以外から二十番手等カード綿糸が輸入される場合は、次によるものとする。
- イ . 輸入申告等がされた二十番手等カード綿糸の原産地の確認は、仕入書等により行って差し支えないものとする。
 - ロ . 二十番手等カード綿糸に係る輸入申告等が行われた場合の原産地の確認方法及び取扱いについては、上記(1)のロの(ハ)の規定を準用する。

(特定原産国を原産地とする場合の必要書類)

2 . 令第3条第2項 生産を証する書類等 の規定に基づく取扱いは、次によるものとする。

- (1) 当該二十番手等カード綿糸の生産者の作成した当該二十番手等カード綿糸の生産を証する書類その他税率の適用のために必要な書類」とは、生産者の生産証明書、メーカーズ・インボイス等の書類(これらの書類のオーソライズされた写しを含む。)とする。
- (2) 輸入者が令第2条(税率)に規定する税率(9.9%)により輸入申告を行

った場合には、上記(1)の書類の提出を省略させて差し支えないものとする。

(納税申告の方法)

3. 不当廉売関税に係る貨物の納税申告については、「輸入(納税)申告書」(C-5020)に一般税率による関税及び不当廉売関税を記載して行わせるものとする。

(還付請求の取扱い)

4. 令第5条(還付等の計算期間等)に規定する還付請求の取扱いは、次によるものとする。

(1) 関税定率法第8条第32項 不当廉売関税に係る還付請求の規定に基づく還付請求は、「不当廉売関税還付申請書」(別紙様式)2通(原本、大蔵大臣送付用、関税定率法基本通達10-9の(4)に規定する会計検査院に送付する必要がある場合は1通を加える。)を税関長に提出させるものとする。

(2) 「不当廉売関税還付申請書」を提出させる際には、次の証拠その他要還付額があることの十分な証拠を添付させることとなるので留意する。

イ. 生産者が計算期間において特定原産国の需要者に販売した二十番手等カード綿糸の販売価格に関する証拠

ロ. 生産者が計算期間において本邦に向けて輸出した二十番手等カード綿糸に係る当該生産者の諸経費、利潤等に関する証拠

(3) 不当廉売関税還付申請書は、生産者毎に別葉に提出させるものとする。

不当廉売関税還付申請書

平成 年 月 日

税関長 殿

申請者
住 所
氏名（名称及び代表者の氏名）
（署名） 印
（担当者名）
（電話番号）

パキスタンを原産地とする二十番手等カード綿糸について、関税定率法第 8 条第 32 項の規定により関税の還付を下記のとおり申請します。

記

還付申請の計算期間	自 . 平成 年 月 日 至 . 平成 年 月 日							
生産者の氏名又は名称 生産者の住所								
還付を受けようとする 不当廉売関税の合計額								
還付を受けようとする不当廉売関税額の計算の基礎								
輸入許可 年 月 日	申告価格	課税価格 イ	不当廉売 関税率 ロ	不当廉売関 税納付額 ハ = イ × ロ	当該年の不 当廉売差額 ニ	輸入数量 ホ	不当廉売差 額相当額 ヘ = ニ × ホ	還付請求額 ト = ハ - ヘ
		円	%	円	円/kg	Kg	円	円
合 計								

- （注）
- 1 . 本申請は、生産者毎に記載して下さい。
 - 2 . 「還付申請の計算期間」の欄には、還付請求を行おうとする年における最初の輸入（納税）申告の許可年月日及び最終の輸入（納税）申告の許可年月日を記載して下さい。
 - 3 . 「還付を受けようとする不当廉売関税額の計算の基礎」の輸入（納税）申告毎の「還付請求額」の欄には、金額がプラスの場合のみその金額を記載して下さい。
なお、「還付を受けようとする不当廉売関税額の計算の基礎」の部分に記載しきれない場合は、別紙に記載して差し支えない。
 - 4 . 要還付額があることの十分な証拠を添付して下さい。
 - 5 . 本申請書は、3 通提出して下さい。
 - 6 . 申請者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます（法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載の上、法人又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを選択）。（規格 A 4）